

第百六十六回国
参議院法務委員会會議録第五号

平成十九年四月十日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

松岡

徹君

補欠選任

喜納 昌吉君

三月二十九日

辞任

岡田

広君

補欠選任

藤井 基之君

喜納

昌吉君

松岡

徹君

四月二日

辞任

藤井

基之君

補欠選任

岡田 広君

四月十日

辞任

青木

幹雄君

補欠選任

愛知 治郎君

出席者は左のとおり。

委員長

山下 栄一君

理事

岡田 広君

松村 龍二君

築瀬 進君

木庭健太郎君

委員

愛知 治郎君

陣内 孝雄君

関谷 勝嗣君

谷川 秀善君

江田 五月君

千葉 景子君

角田 義一君

前川 清成君

松岡 徹君

国務大臣

法務大臣

副大臣

法務副大臣

大臣政務官

法務大臣政務官

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局刑事局長

事務局側

常任委員会専門

員

政府参考人

法務大臣官房司

法制部長

法務省民事局長

法務省刑事局長

本日

の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(山下栄一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下栄一君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に岡田広君を指名いたします。

○委員長(山下栄一君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に法務大臣官房司法法制部長菊池洋一君、法務省民事局長寺田逸郎君及び法務省刑事局長小津博司君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下栄一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下栄一君) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷川秀善君 皆さん、おはようございます。自由民主党の谷川秀善でございます。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。

長年の懸案でございました裁判員制度も二年先の平成二十一年五月から実施されることになりました。今までの裁判は、皆さん方も御存じのように、司法の専門家である裁判官が専門家としてこれに当たってきたわけでありまして、この裁判員制度になりますと、素人の国民がこれに参加するというところで、非常に画期的なものであらうというふうに考えます。

国民が裁判に参加するということは世界各国でも方法はいろいろ違っているようでございますが、行われているようであります。日本でもかつて戦前から戦中にかけて陪審員制度が行われたことがありましたが、余り定着をしなくてそのまま停止されてしまったような状況でございます。このような状況でありますのに、なぜ今この裁判員制度を採用するようになったのか、その点につきまして、その理由と意義についてまず初めにお伺いをいたしておきたいと思っております。

○政府参考人(小津博司君) お答え申し上げます。

裁判員制度は、広く国民が裁判の過程に参加し、その感覚が裁判の内容に反映されることによりまして、司法に対する国民の理解や支持が深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになるという意味で重要な制度であると考えております。

加えまして、裁判員制度が導入されますと、職業や家庭を持つ国民の方々に裁判に参加していただくことができるようになりますため、裁判がこれまでよりも一層迅速に行われるようになりますこととなります。また、裁判の手続や判決の内容を裁判員の方々に分りやすいものとする必要がありまして、国民にとつて分りやすい裁判が実現されることにもなるわけでございます。さらに、国民の皆様が刑事裁判の過程に直接参加していただくということは、社会秩序や治安あるいは犯罪の被害や人権といった問題について一人一人にもかわりのある問題としてお考えいただく契機にもなるものと考えているところでございます。

○谷川秀善君 ただいま御説明をいただきましたように、裁判が国民に身近になるといいますか、そういうことだろうというふうに思いますけれども

も、今までの裁判に対する国民の感想といえますか感じ方というのは、まず第一に裁判というのは非常に分かりにくい、そして時間が非常に掛かり過ぎるということと、我々一般の国民にとつては余り裁判というのは関係がないと、何か特に刑事裁判なんかですと、犯罪者を裁くものであつて我々国民には余り直接関係がないんじゃないかというふうなことであつたんじゃないかというふうな思っているわけです。それをちよつとでも国民に裁判を近づけるということは大変必要だし大事なことでないかなというふうに思います。

内閣府が平成十八年十二月十四日から十二月二十四日まで、全国二十歳以上の人を対象で三千人を対象にして裁判員制度に関する世論調査というのをしたつたようでございますが、回収率は千七百九十五人、大体まあざつと六〇％ぐらいのよう

でございますが、裁判員制度について知っている、知らないというのが、これずつといろいろあるわけですが、知っているというものが、まあ私もちよつとこれ見てびっくりしたんですけれど八〇・七％と。えらいこれ非常に思います、それで知

てきたのかなというふうに思います、それで知らないというのはまあざつと二〇％ぐらいですね。そうすると、裁判員制度というものがこれ

からできるんですよというのは大分知られてきたのかと思ひますけれども、もうちよつとやっぱりPRもしていただく必要があるかと思ひます

が、参加するかどうかという項がございまして、参加するというのは、まあいろいろあるんです

が、大体六五％ぐらいが参加すると。これもちよつと驚いたんですけれども、それぐらい本

当に参加すると思うのかと思ひますけれども、そんな程度。それで義務であつても参加したくないというの

どもね。やっぱり本心は、できたら参加したくないと、もう専門家に今までどおり任せておきたいというふう

に思っているのではないかなと思ひます、その点について、どういふふうにお考えになつておられますか。

○政府参考人(小津博司君) ただいま御指摘のございました世論調査におきましても、御指摘のとおり、余り参加したくないけれども義務であるな

ら参加せざるを得ないというところにさうだと答えられた方が四四％ほどおられるということでご

ざいますので、私もどなたもいたしましては、国民の皆様がより積極的にこの裁判員裁判に参加して

いただけますように十分と広報啓発活動に力を引き続き入れていかなければいけないと考えていると

ころでございます。○谷川秀善君 まあやっぱりそういうことだろうと思ひますし、その刑事裁判に参加する場合に不安に感じる点の中で一番不安に感じる点はどうい

うことでしょうか、こういう項目があるわけですから、それにはやっぱり、その自分たちの判決で被告人の運命が決まると、で、責任を非常に重く感じるというの

が六五％ぐらいあるわけですね。それと同時に、冷静に判断をする自信がないというの

が、これも四五％ぐらいあるわけですね。それと同時に、一番私がこれ心配しているのは、裁判の仕組みが分からないというの

が、これも四五％ぐらいあるわけですね。それと同時に、一番私がこれ心配しているのは、裁判の仕組みが分からないというの

が、これも四五％ぐらいあるわけですね。それと同時に、一番私がこれ心配しているのは、裁判の仕組みが分からないというの

が、これも四五％ぐらいあるわけですね。それと同時に、一番私がこれ心配しているのは、裁判の仕組みが分からないというの

が、これも四五％ぐらいあるわけですね。それと同時に、一番私がこれ心配しているのは、裁判の仕組みが分からないというの

が、これも四五％ぐらいあるわけですね。それと同時に、一番私がこれ心配しているのは、裁判の仕組みが分からないというの

が、これも四五％ぐらいあるわけですね。それと同時に、一番私がこれ心配しているのは、裁判の仕組みが分からないというの

るわけでございますが、具体的にどのようなことをして、今後する予定かということにつきま

して少し御説明させていただきますと、法務省といたしましては、最高裁判所、日本弁護士連合会などと連携協力いたしまして広報活動を行つて

いるところでございますが、具体的には、広報用のパンフレットやリーフレットを配布いたしまし

たり、有名な俳優の方を起用したドラマ仕立ての広報用ビデオを制作、上映するなど、いろいろな工夫をしておるわけ

でございます。特に、全国の検察庁では、その組織力を活用いたしまして、検事正を始め多くの職員が地域の集

まりや企業に説明に出向きます、言わば草の根的な広報活動を展開しております、これまでにその説明会の回数は七千回を超えているところ

でございます。さらに、将来裁判員制度を支えることになりま

す若い世代の方々への啓発にも取り組んでおります、学校への説明に出向きますほか、教え手

から、是非国民の皆さん方にも司法に対する関心と、やっぱり参加意識というものを十分持つて

らいたいというふう

に思つておるわけ

です。

そこで、こ

ういう制度が諸外国にもいろいろある

ようござい

ますけれども、アメリカの陪審制度又はフランスやイタリアやドイツの参審制度

それから、ドイツの参審制度につきましては、参審員の方と裁判官の方が一緒になって有罪無罪と量刑を行うという点では日本の裁判員に似ておりますけれども、この方々は純粹な抽せんということではなく、しかも、参審員になりますと一定期間その参審員として仕事を行うという点が日本の裁判員制度とは違ふのかなというように理解しているところでございます。

日本の場合にはちよつと特殊だと思いますが、参加をし、量刑もすると。有罪無罪と同時に量刑もするということから、大分、何といひますか、負担といひますかね、がちよつと重いんではないかなという感じがいたしますが、その辺のところは十分また、何といひますか、P R なり教育が必要だろうというふうに思ひますし。

そうすると、三日で裁判終わって量刑までしてしまふということは非常に、我々、今までの感覚からしますと大変な、ハードといえますかね、非常に大変なことじゃないかなというふうに思うんですけれども、これは今までの裁判は大体どれぐらいで結審をしているんでしょうか。三日で結審しているとしたら、そんなに裁判長く掛かるとい

○最高裁判所長官代理者（小川正持君） お答え申し上げます。

○谷川秀善君　八・〇か月ですか。三日とえらい違いますな、これ。とんでもない話じゃないですか、これ。本当にこれ三日でできるんでしょうか。その辺どうなんですか。

裁判員対象事件についての平均審理期間は先ほど申し上げたとおりでございますが、国民の方々に裁判員として参加していただく場合に、このような審理期間のままですると最も最後までお付き合いはいただけないと考えております。委員御指摘のとおりだと思います。

実施した場合はそうでない場合と比べまして、自
白事件の第一回公判以後の審理期間が三分の一程
度までに、否認事件の第一回公判以後の審理期間
が五分の一程度までに短縮されております。

また、裁判所としては、国民の方々に無理なく裁判員として参加していただけるよう、法務省や日本弁護士連合会などと協力しながら、模擬裁判を繰り返して実施するなどして実証的な検討を重ねてきております。その結果、現実の裁判員裁判においても、事実上争いのない事件や標準的な否認事件につきましては三日以内で審理を終えること

○谷川秀善君　今の説明をお伺いしてもちよつと納得がいきませんが、この辺、幾ら今まで、まだ実施まで二年ぐらいあるわけですけれども、ちよつと今の説明を聞いておりますと、むちゃく

それと、この事件、大体、裁判員が裁判に携わる対象となる案件ですけれども、聞いていますと、何といえますか、強盗致傷だとか殺人だとか、非常に重大な事件のようでございますけれども、これで対象となる件数は三千六百二十九件ぐらいいだと、こう言われていますね。そうすると、これでどれぐらいいの裁判員が必要になるんでしょうか。

委員御指摘のとおり、平成十七年度の裁判員対象事件の新受事件数は三千六百二十九件でございますが、一つの事件で六人の裁判員の方が選ばれるといったしますと、年間二万一千七百七十四人の方が裁判員として裁判員裁判の手続に御参加いただくということになります。

ふうに思いますが、これは割に案外な確率ですね。そんなにめつたに当たらないのではないかなと思っておりましたが、三千五百人に一人というと、まあこれは大変な確率じゃないかと思えますよ。そういたしますと、国民に非常にある意味では負担といえますかそういうものも、これは国民の義務ですからやむを得ないとしても、大変な負

○最高裁判所長官代理者（小川正持君） お答え申
し上げます。

○谷川秀善君　そうすると、辞退するためにはどういう手続が要るんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者（小川正持君） お答え申
し上げます。

○谷川秀善君　そうすると、いろいろと、その人が辞退するとまた次の人と、こういうことになる

んでしょけれども、それが全部次々とこう全部辞退していったとしたら結局どうなるんでしょうか。裁判をずっとずらすんですか、例えば。その辺は強制的にもうこれじゃどうしようもないからくじでも引かすとか何かするの、その辺のこと

ろはどうなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) お答え申し上げます。

裁判員の選任手続につきましては、事前に質問票等をお送りしたり調査票をお送りしたりしまして、そういうところにいると申出の内容などを書いていただく。それで、これでもうあらかじめこの方はとても忙しくて裁判員に参加できないというふうに判断しました場合は、そういう方は除きまして、そして実際の裁判員選任の当日にはそれ以外の方を何十人か呼び出して、その中で質問手続を行って、最終的に必要な方々を裁判員として選任するということになると思います。

○谷川秀善君 それは事前にいろんな書類にいろんなことを書いていただいて選任をするんだと、こうおっしゃいますが、これは一般の人対象ですから、その書類が非常に難しいとしたら、書き込める人は、必ずしも全員が書き込めるとは限りませんよね、本当に。だから、むしろ、私はやっぱり、一般の人というのは大体あれですよ、あなたの方の感覚で考えておられるような人と違いますよ。義務教育修了程度を対象にしてちゃんと辞退するとかなんとかも考えておいてもらいませんか、書き込むこともできないという間に時間がたっていくということでは当然考えられますよ。その辺のところは簡単なものにしてもらわないと非常に困ると思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、そういった質問票等にお書きいただくことについては簡単なものにさせていただきたいと思っております。また、その辞退事由につきましては、今最高裁ではアンケート等もやりながら、どういう業種あるいはどういう方々がどういような時期で辞退、とても裁判員に参加できないかというようなところを事前に詳細に把握した上で、それも参考にさせていただいて、お申出についての確に判断をしてまいりたい

というふうに考えております。

○谷川秀善君 その辺のところはどうぞよろしくお願いをいたしたいと思います、よろしくお願います。

それと、これはまだ決まっていらないだろうと思えますけれども、一日どれぐらい拘束といひますか、時間的に拘束があつて、それで日当どれぐらいお支払いになるのか。これも相当影響すると思ひますよ、これ。だから、その辺どういふふうにお考えになつておられるのか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) お答え申し上げます。

裁判員に対する日当につきましては、裁判法上、裁判員及び補充裁判員には、最高裁判所規則で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給するとされておるところでございますが、最高裁判所規則で定めるところでございまして、具体的な金額につきましては裁判員の方の果たしていただく職責を十分に踏まえ、国の公的業務へ参加する方への保障、あるいは諸外国における陪審員、参審員に支払われる日当額の実情、それから拘束される時間等、総合的に勘案した上で適切な額を定めてまいりたいと考えております。

○谷川秀善君 今具体的に日当どれぐらいだと言えというのは非常に酷だろうと思ひますけれども、それ相応な額に是非お定めをいただきますというふうに思ひます。

いろいろお伺ひをいたしたいことたくさんございしますんですが、もう時間が来てしまいましたので、最後に、この裁判員制度のキャッチフレーズを見てみますと、私の視点で、私の感覚で、私の言葉で参加しますと、こうなつていふんですよ。これ一つもぴんときませんね。私の言葉、だれも参加したい言つてないんですから、正直言つて。どうもこれ大分このキャッチフレーズから懸け離れていふんではないかというふうな気もしないわけではございせんが、これは裁判員制度は二年先に実施するわけですから、是非これはしっかり

このキャッチフレーズに合うように、国民の皆さんが思うようなことをやっぱり是非今から準備をしていただきたいということ、その決意を最高裁と法務大臣、それぞれからお伺ひをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) お答え申し上げます。

裁判所としては、裁判員裁判が国民の皆様にとつて参加しやすいものとなり、円滑に実施を迎えることができるよう、引き続き法務省や日本弁護士連合会などと連携を取つて実施に向けて万全の準備を行つていく所存でございます。

○国務大臣(長勢基遠君) 裁判員制度施行まであと二年になりました、いろいろ体制あるいは裁判手続、今御指摘になつたようなことも含めて整備をしなければならぬことがまだまだございします。それを鋭意やると同時に、御指摘がありまして、それに、裁判員に選任された場合に参加をしてもらうという意識を国民の皆さんにたくさん持つてもらふようにすることが最も大事だと思つております。

お話しのように、仕事の関係その他都合の悪いという事情についても配慮しなきゃなりません、何よりも難しい仕事で責任が重い仕事だという不安感が非常に強いというふうに私は感じております、やはり皆さんが、国民の皆さんが別にそんなに気を張つて、肩ひじ張らして裁判官と同じことしなきゃならないんだと思ひ過ぎられると、かえつて裁判員制度の趣旨にも合いませんので、そういう心理的な不安感を、負担感を軽減するように広報等を通じて努力をしていきたい、その体制強化をしていきたいと思つておりまして、是非また先生方にも御協力をいただきたいものだと思つております。一生懸命やりたいと思ひます。

○谷川秀善君 ありがとうございます。

○前川清成君 おはようございます。民主党の前川清成でございます。

谷川先生の和やかな質問の後でちょっとやりにくいんですけども、一つだけ和やかな話題を御報告させていただきますと、先生方、本当に統一地方選挙お疲れさまでございました。私たちの法務委員会にいらつした荒井正吾さんですけれども、奈良県で三十七万二千七百四十七票取つて知事に当選されましたこと、皆様方にも御報告をさせていただこうと思ひます。

それで、最初ですけれども、前回、木庭理事の質問に答えて法務大臣官房司法法制部長の菊池さんが、木庭理事の、司法試験の合格者を増やせば増やすほど落第者も増えるという現実だと聞いていますけれども、この辺はどういふふうに考えていますかという質問に対して、菊池さんは、数が増えたことが原因で今の御指摘のその修習生の落第者が増えたという因果関係があるかどうかということ、確かな証拠があるとは聞いておりませんと、こういうふうにご答弁をしておられます。

そこで、菊池さんに、ここで言う確かな証拠というのは何のことか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(菊池洋一君) 司法試験の合格者数とそれから司法修習の不合格者あるいは合格留保者との関係でございしますけれども……

○前川清成君 違ひ、証拠の意味。

○政府参考人(菊池洋一君) 五十八期と五十九期を比べますと、合格者数が、おおよそでございします。合格者数が、おおよそでございします。合格留保者の数もそれに比べて増えていふわけではございします。司法試験の合格者が増えたことが原因で合格留保者等も増えたという可能性はあるというふうにご答弁をしておりますけれども……

○前川清成君 委員長。

○委員長(山下栄一君) まだ途中。

○政府参考人(菊池洋一君) 他方で、過去の例を見ますと、五十三期、五十四期のときに司法試験の合格者数がおおよそ八百から千に増えたときは合格留保者の数がかえつて減つていふという関係にございします。司法試験の合格者数とそれか

ら合格留保者等の数との関係が原因と結果の関係にあるというふうに断定することは難しいと、そういうふうな考えているところでございます。

○前川清成君 委員長、ちょっと注意していただきたいんですけども、私の聞いていないことについて答えてください。私は今、分析してくれという話をしたんじゃないかと、答弁の中で証拠というふうにおっしゃっているの、その証拠の意味について答えると、こう言っているわけですか。こういう答弁だったら質問続けれませんか。ちょっと厳しく注意した上で、証拠というのがどういう意味なのかを答えさせてください。

○委員長(山下栄一君) 質問者の意図をよく踏まえて答弁してください。菊池部長。

○政府参考人(菊池洋一君) お尋ねの点の因果関係について、証拠というのは、何と申しましょうか、裁判で言うようなはっきりした証拠というものがあられるわけではございません。ただ……

○前川清成君 違う、証拠の意味を答えろと言っているのや。

○政府参考人(菊池洋一君) 因果関係があることを示す事情というよりはっきりしたものがないという趣旨で答えて申し上げたわけでございます。

○前川清成君 僕は今証拠の意味を答えてくださいと言っているんです。どういう意味で前回本庭理事の質問に対して証拠という言葉を使ったのか。ここで言う証拠という日本語が指す意味を平易に答えてください。もう分析はしなくていいです。

○政府参考人(菊池洋一君) 証拠という言葉は裁判のような厳密な意味での証拠というふうな……

○前川清成君 あなたが使った日本語だからね。○政府参考人(菊池洋一君) お答え申し上げたわけではなくて、両者の関係を示す確実な事情というものが無いという趣旨で証拠という言葉を使ったわけでございます。

○前川清成君 証拠というのは、あなたのようなエリート官僚には分からないかもしれないけれど、

ども、降ってわいてくるもんですか。

○政府参考人(菊池洋一君) 降ってわいてくるというふうなそういうものではなくて、一定の事実があればおのずと証拠というものはあるものではないかろうかというふうな思っております。

○前川清成君 証拠というのはだれかが集めないで手元に来ないものではないですかという質問。○政府参考人(菊池洋一君) 今の点は御指摘のとおりだと思います。

○前川清成君 それでは、法務省は、例えば司法試験の合格者と二回試験の落第者との関係について証拠を収集しているんですか。

○政府参考人(菊池洋一君) 特に証拠を収集したてはおりません。

○前川清成君 証拠を集めていないのに証拠がありまぜんというのはいくらも見なすか。

○政府参考人(菊池洋一君) 先ほど申し上げましたとおり、両者の関係を示す事情というのが浮かび上がったという趣旨でございます。

○前川清成君 それでは、前回の発言を陳謝した上で訂正されたらどうですか。

○政府参考人(菊池洋一君) 証拠という言葉を使ったことは不適切だったかもしれません。そこは訂正をさせていただきたいと存じますが、申し上げた趣旨は、先ほど来申し上げていますとおり、両者の原因と結果の関係を示す事情というものが必ずしも明確になっていないという趣旨でございます。

○前川清成君 最高裁からいただいた資料ですけども、昭和六十二年から平成二年までの四年間、司法試験の合格者数が合わせて二千六十六人と、これに対して合格留保者数は五名、率にしますと〇・二%になります。菊池さんが証拠がないと言いつける五十九期も含めて、平成十三年から十六年の合格者の総数は四千八百二十六名、うち合格留保者数は百八十一名、率にして三・七五%です。こういうのを動かぬ証拠とは言わないんですか。

○政府参考人(菊池洋一君) 毎年の合格者数と合

格留保者数等の関係を見てまいりますと、平成十二年の五十三期の方と翌年の五十四期の方を比べますと、五十三期の合格留保者数が十九名、五十四期の合格留保者数が十六名。ただ、五十四期の場合には不合格者が三名いますけれども、そういう関係になっております。他方で、司法試験の結果になります二回試験の受験者数は、五十三期がおおよそ八百人、翌年の五十四期がおおよそでございまして一千人と増えていると。

こういった関係を見ますと、司法試験の合格者と合格留保者等との数の相関関係といえますかがあるというふうに断言することにはためらいを感じると、そういうことでございまして。

○前川清成君 大臣、今の議論を聞いていただいていますか。

要するに、今極端な例外だけを挙げて言い逃れをしようとしているんですけれども、大きなトレンドとして申し上げれば、最高裁からもらった一番古い時期の合格者の四年分と最高裁からもらった一番最近の四年間、これを比較すると十五倍合格留保者が増えているわけですね。〇・二%から三・七五%。この間に普通は因果関係があると。因果関係という言葉が適当でなければ蓋然性があるわけですね。その一つの理由が、司法試験の合格者が増えているということもあるでしょうし、もう一つは司法修習の期間を短縮したということもあるわけですね。

私が申し上げたいのは、我が国の法曹養成に対して一体だれが責任を取るのかということですね。合格者を増やすという国の政策がある。じゃ、それに裏付けるような手当てをしなければならぬ。一般論で言うところ、これはだれにも分かる常識ですけれども、どんな試験であろうと合格者を増やせば合格レベルは下がります。合格レベルが下がった以上、法律家として世の中に送り出す前に今までの以上の教育なり、具体的に言いますと法律家であれば司法修習を充実させなければならぬ、これが普通の考え方、常識的な考え方。

ところが、今、国は司法試験は法務省、合格者をどんどん増やしている。最高裁の修習期間を逆に減らしている。こうなると、世の中に送り出される法律家のレベルは下がっていくわけですね。法律家のレベルが下がってその人たちが損をするんだから自業自得かもしれない、表現が適当でないかもしれませんが、それによって迷惑を被るのは一般国民の方ですね。

今の菊池さんのお役人根性丸出しの話を聞いていますと、我が国の法曹養成に対して一体だれが最終的な責任を取るのかということが大変疑問に思ってくるわけですね。大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(長勢甚遠君) 司法試験の内容また運営等々、最高裁において司法試験のレベルが下がらないように大変御苦労いただいておりますものと思っております。

今先生、一般論としておっしゃったことは懸念をされるべきことだろうと思えますし、そういうことも配慮しながらこれから進めなければならぬと思っておりますので、またよく事情も聞いて検討させたいと思っております。

○前川清成君 今、僕は別に法務省の役人の皆さんの揚げ足を取るためにこういう話をしているんじゃないで、前回の本庭理事に対する菊池さんの答弁というのが余りにも責任感が無い。証拠がありまぜんとおっしゃって、じゃ証拠は集めていない。そんな全く他人事のような答弁をするというの、我が国の十年先、二十年先、あるいは五十年先の法曹あるいは裁判官あるいは司法に対してどういう深刻な影響を与えるのかというのは十分御検討いただいた上で対応していただかなければならないと、こういうふうに思っています。

今大臣から、大臣は突然のお尋ねでしたので、これに対する続きはまた別の機会にさせていただきます。法案の方に入らせていただきたいと思います。

裁の方で解釈、運用されるわけですので、法文の意味についてもある程度は最高裁にお尋ねしたいと思っています。

区分審理決定や部分判決、さらには裁判員制度をどう運用していくのか、これは最高裁の責任ではないかと私は思っています。

それで、最初にまず法文の七十一條について法務省にお尋ねします。七十一條一項に特に必要があると思われるときに区分審理決定すると書いていますが、この特に必要があるとはどういう意味でしょうか。

○政府参考人(小津博司君) お答え申し上げます。

裁判員制度の下におきましても、複数の事件はできる限り一括した審理を行うことによって、事実認定のみならず、量刑判断に関しても同一の裁判員が判断できるようにすることが望ましく、また一括して審理することが訴訟経済の観点からしても合理的であると思われま。

そこで、部分判決制度は、裁判員の負担を考慮し、やむを得ない場合に行う例外的な制度と考えておりまして、その趣旨を明確にするために、七十一條に書いてございますように、一括して審理することにより要すると見込まれる審判の期間その他の裁判員の負担に関する事情を考慮して、円滑な選任又は職務の遂行を確保するために特に必要があるというふうな規定したものでございます。

○前川清成君 今ちよつとはつきり申し上げておきますけど、聞かれていないことをお答えになるのであれば、もう質問通告しませぬよ。質問通告しているから事前にカンニングペーパーを用意して、聞かれていないことだらけ答えるんでしょ。今は厳重に抗議しますし、これ以降の答弁で今のような余計なことばらばらおしゃべりになるんなら、今後一切質問通告はしません、法務省に対して。

それでは最高裁にお尋ねしますけれども、七十一條一項で特に必要があるときとこう書いてあり

ますので、区分審理決定をするというのは例外的な場合と、こういうことですね、最高裁。
○最高裁判所長官代理者(小川正持君) お答え申し上げます。

個別の事案ごとに裁判体が判断すべき事項だと思いますが、委員御指摘のとおり、例外的な場合であると思えます。

○前川清成君 そうであれば、併合事件であつても区分しない、こういうことになります。それで、区分審理決定する際勘案する事情としては、審判の期間が挙げられています。

そこで最高裁にお尋ねしますけれども、この七十一條の一項に言う審判の期間、どの程度お考えでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) お答え申し上げます。

その点は、実際にどのぐらいの日数ということころは、現実にはちよつと運用してみせんと一概にはちよつと今お答えするのは難しいかと思えます。

○前川清成君 それは、今、谷川委員の質問にもありましたけれども、正に制度の根幹にかかわること、あなた方はこれを仕事にやっているからいいけれども、素人の方は、三日だったら我慢できまけんよ。だから、審判の期間というの、裁判員が拘束を受ける審判の期間というのはこの裁判員制度の正に根幹にかかわる部分です。やってみないと分かりませんで、そんな無責任な答えありません。最高裁。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) 私どもの考えておりますのは、審理に要する期間が著しく長くなる場合だということに考えているんですが、それが何日というふうな今数字で具体的にきちつと云えるかどうかは事案の内容にもよりまして、なかなか一概にはちよつと云いにくいというふうに申し上げます。

○前川清成君 事案の内容なんて裁判員の皆さんには関係ないですよ。裁判員の皆さんにとつて

は、自分が仕事を何日休まなアカんのか、子育てを何日おじいちゃん、おばあちゃんに頼まなアカんのかと、その点ですよ。そんな、それは裁判所の理屈、裁判官の理屈。裁判員の側に立つたら今のは答えになっていません。

もう一度、じゃ法務省、じゃ、もうこの条文は意味がないと、こういうことですか、今の最高裁のあれだったら。

○政府参考人(小津博司君) 意味がないとは考えておりません。

先ほど最高裁のお答えになった点も含めまして、具体的にそのような事情があるかどうかを個別の裁判所において御判断されるというように理解しております。

○前川清成君 いいですか、これはもう時間もありますからあれですけども、裁判官はそれが商売だから、別に十年掛かろうと五十年掛かろうと、五十年たつたら定年になつちゃうけれども、十年掛かろうと困らんわけですよ。国民は困りますよ。特に多くの先生のように、ビジネスの社会で第一線でやってこられた方は三日でもかなわぬと違います。

そうしたら、ここ、今最高裁がおっしゃった著しい長期間というのはどれぐらいを指すのか。感覚で結構ですよ。例えば十日は、例えば実際の社会において働いている方は著しく長期です。しかし裁判所は違いますよね、裁判所は。そうしたら、例えば最高裁規則で何日程度と決めておくとか、あるいは最高裁の中の個別の裁判官に対する会同等で何日と決めておくとか、こんなのが必要だとは思いますが、最高裁はきつとそんなのは必要ないか、こういうふうにお考えになつていないんだらうと思えます。

併せて聞きます。

七十一條は、期間だけではなくて、その他裁判員の負担に関する事情とあります。このその他裁判員の負担に関する事情として最高裁はどのようなことをしんしゃくしようとしておられるのか、最高裁にお尋ねします。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) お答え申し上げます。

事案が非常に複雑困難で公判開廷数なども多数に上るような場合で、非常に裁判員にとつて負担が大きいというようなことも一つの事情として考えられるのではないかと考えております。

○前川清成君 今おっしゃつた多数というのは何回を指すんですか。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) 先ほども申し上げましたが、これは裁判員の円滑な選任に支障を来すような場合のことを考えておりますので、何回というふうには言われなくても、それが何十回とかそういうふうなすぐにちよつとお答えするのはちよつと難しいかと思えます。

○前川清成君 結局、この七十一條一項の条文というのは、裁判所に丸投げしてくださいと、そういう意味なんです。表向き、条文の字面だけを連ねますと、あたかも裁判員に親切なように、裁判員になる国民の皆さんの負担を軽減する、そういう趣旨で作りましたと、こうなっているけれども、今の最高裁の御答弁にすると、何十回であつてももしかしたら呼び出され続けるかもしれないということなので、結局は裁判官への丸投げを認めると、こういう条文にすぎないのではないかと私は今思っています。

七十一條一項ただし書で、被告人の防御に不利を生ずるおそれがあるときは、仮に多数回、何十回に及んでも区分審理決定しないと、こういうふうな書いています。七十一條ただし書に言う被告人の防御に不利を生ずるおそれがあるとき、これはどういう場合を指すのか、法務省にお尋ねいたします。

○政府参考人(小津博司君) お答え申し上げます。

例えば一つの例といたしまして、被告人が各事件について共通の主張をしていて、そのためにそれぞれ的事件を一括して審理しないと被告人の防御にとつて不利益になるといふような場合が一つの例として想定されると考えております。

○前川清成君　じゃ、もう僕、これから通告しま
せんよ。裁判員法の六条は僕、今言つたじゃない

だの審理だけではなくて判決する順番、区分判決する順番も含めて決めると、こういうことである

くさに紛れてごまかそうとなさいましたけれども、区分判決も含むのであれば、先ほどのお答え

たので、裁判員制度が始まるのに先立ちまして法整備をお願いしたいと考えているところでござい

ます。
○前川清成君 この参議院法務委員会の附帯決議もあつたんですけど、今の御答弁には一言もお触れになりませんでした。附帯決議を法務省はその程度に考えているんだということがよく分かりました。

それで、最高裁と法務省にお尋ねしたいんですが、この改正で裁判員に対する準備は大体終わって、もうこのまま、法制度としてはこのまま施行されるということでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) お答え申し上げます。

法制度につきましては、最高裁としてはお答えする立場にはございません。

○政府参考人小津博司君 法律としては、現在私どもで考えているのはこの法律だけでございませうけれども、この後、政令を作る必要があると考えております。

○前川清成君 最高裁の刑事局長という、正に私からしたら雲の上の人に対して言うのは失礼ですけども、法律を運用されるのは最高裁なんです。法律については言う立場にありません。というのを国民の皆さんが聞くとがっかりすると思います。皆さん方がベストと思う制度を積極的に法務省あるいは国会に私は提案すべきだし、もつとはっきりと意見をおっしゃって、このままだったら、例えばですよ、このままだったらやってみませんかとか、このままだったら国民の負担が大き過ぎますというように言うべきだと思います。あるいは、いつも予算あるいは裁判所の裁判官の定員のときに問題になりますけれども、もつと裁判官を増やしてくれとか予算を増やしてくれという話も最高裁は積極的に私はなさるべきだと思っております。

それで、最高裁の方から「裁判員制度」というブックレットをいただきました。この中で、島田仁郎さん、最高裁長官がごあいさつをされております。この中には、裁判員制度の導入によって、刑事裁判はより分かりやすく、迅速なものになります。

すと、こう書いてあるんです。
そこで、お尋ねするんですが、裁判員制度を導入したら、その結果として当然に、すなわち他の手だて等何もしないで迅速な裁判が実現される、そんなものなんですか。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) お答え申し上げます。

裁判員法五十一條は、裁判官、検察官及び弁護人は、裁判員の負担が過重なものとならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう、審理を迅速で分かりやすいものに努めなければならないと規定しております。

そこで、裁判員裁判においては、裁判を職業としない一般の国民の方々に参加していただくことから、審理に長時間を掛けることはできません。そして、そこで、公判前整理手続等の新たな制度を活用して、開廷前に争点及び証拠を整理して、証拠調べを効率的に行うための審理計画を立てて、その上で、連日の開廷により集中審理を行うというようにされております。そうしますと、今後私どもとしては、その集中審理を行うように今後

も検討し、運用を考えてまいりたいと思っております。また、法律の専門家でない一般の方々、国民の方々に証拠書類を詳細に読み込んでいただくというところは期待できませんので、公判廷で心証を取れるような証拠調べに変えていかなければいけないと考えております。そうすると分かりやすい審理になるというふうに考えておりますので、その点については十分努力をしていきたいと思っております。

○前川清成君 そうであれば、最高裁の長官に対して言うのはおこがましいんですが、裁判員制度の導入により、分かりやすく、迅速なものになります。分りやすく迅速なものになりますよ、一生懸命頑張ります。こう書くのが正直な日本語で、ちよつとこの最高裁の長官のごあいさつはうそが入っているように私は思います。

判員対象事件の平均審理期間は八・〇か月とお答えになりましたけれども、このブックレットによると八・三か月になっております。年度が違うのかなど、こういうふうに思つたんですが、対象事件の数については谷川委員の方から三千六百二十九件と、正にこの十七年度の統計がありますので、どうなっているのかなというのにはまず指摘だけしておきます。

それで、ちよつと谷川委員の方からもありました。平均審理期間が八・三か月ですが、否認事件であれば十三・一か月で、平均開廷は九・四回になります。連日開廷をするというふうには法律で定められましたけれども、文字どおり毎日毎日やるというわけにはいかぬと思います。それで、今最高裁が準備のためにしておられるイメージをお尋ねしたいんですが、例えば否認事件であれば裁判員はどの程度の期間、何日置きに、何回裁判所に行かなくてはならぬのか、一回行ったらどれぐらいの時間拘束されるのか、この辺どういうふうなイメージしておられるのか、お尋ねしたいと思っております。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) お答え申し上げます。

否認事件と申ししましても、非常に複雑で証拠資料も多くて長時間掛かるものもございますし、あるいは、例えば殺意を否認している、それ以外のところは全部争いがなにかいうような事案もございまして、一概にはなかなか申し上げることはできませんが、先ほど多くの事件は三日、否認事件等でも五日以内に終わるものが多いというふうな申し上げた、三日以内に終わるものが多いというふうな申し上げました。これは、実は今までの実際の審理の審理時間を重ねて申し上げたんですが、例えば否認事件で五日というふうな見込みがあつた場合に、五日連続しておいでいただくという場合もあるかもしれませんし、あるいはある週、最初の週は二日間、次の週は三日間と、これは逆の場合もあるかもしれませんし、場合によっては一日置きというふうな場合もあるかもしれません。

せんので、それはその事案に応じて検討してまいりたいと思っております。

○前川清成君 審理期間が十三・一か月とか開廷回数が九・四と、実はこれは平均です。裁判員にとつて困るのは、異様に長い裁判に、言葉適切でもありませんが、巻き込まれてしまったとき、三年あるいは五年、十年という裁判がいろいろあります。その裁判員に選ばれたばかりに商売が傾いてしまいましたとか、人生が狂ってしまったとか、たまたま実は困る。しかし、真実は明らかにしなければならぬし、無辜の被告人を処罰することもできません。

お尋ねしたいのは、結論だけで結構ですけども、どのようにして裁判員の負担を極小化し、かつ真実を明らかにするということをお尋ねします。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) 議員御指摘のように、どうしても事案が複雑な事件はある程度の期間が掛かることにならうかと思つて、ただ、その場合でも、とにかく公判前整理手続を十分に充実させて、争点と証拠を絞って、厳選して、できる限り裁判員の方に負担の掛からないような審理を検討してまいりたいと思っております。

○前川清成君 何か心構えばかりで、ちよつと何かあれです。法律家の議論なのかなという気がしませんか。道徳の時間じゃないんですからね。

それで、例えば長期裁判の例を一つ挙げたいと思つてますが、宮崎勤、連続幼女誘拐殺人事件がありました。これは一九九〇年三月三十日に東京地裁で第一回の公判が開かれて、一九九七年の四月十四日、三十八回の公判で死刑の判決が言い渡されました。七年ぐらひ掛つたわけですね。この裁判の長期化した理由は、私なりに、中身知りませんが、報道等で見ると、三通の鑑定書が出ています。その責任能力に、これは、裁判員制度になりますと、三通鑑定書が出て、どの鑑定書が正しいのか、だから責任能力についてどう判断す

○前川清成君 刑事裁判の進め方自体も考えていかなければならないのかと私は思っています。

精密司法という言葉があつて、法務省の皆さんはそれは自分たちに対する褒め言葉というふうにお考えになつてゐるのかもしれませんが、例えば覚せい剤取締法違反も営利を目的として輸入した場合であればこれは裁判員裁判の対象になります。そんなときに、例えば今までのような、被告人がどこで生まれて、勲章をもらったとか、収入が幾らで資産にどんなものがあるのか、そんな調書まで取つて法廷に出す必要があるのかどうか。

の点法務省にお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(小津博司君) ただいま最高裁からお話がありました点につきまして、検察当局としても基本的に同じ問題意識を持って今後の検察活動の在り方を考えていかなければいけないと考えているものと承知しております。

もちろん、その犯情は、適正な量刑ということがございますし、あるいはこれから犯罪被害者の皆様方がその事案の真相を知りたいと言われるときのその真相ということが厳密な意味での構成要件事実だけではないということもあろうかと思ひ

○前川清成君 裁判員法の六条があるんで、任意性と信用性と裁判員が関与するかどうか違いはあるというのは分かるんですが、お話しになったように、任意性と信用性というのは絡んでくるんで、例えば公判期日を分離して、今日は任意性だから任意性のことだけ聞いて裁判員は来なくていい、今日は信用性やるから裁判員来てくださいなんていうような厳密に区分した裁判はできないでいいでしょう。ですからお尋ねをしたんです。だから、その辺、任意性だから長くなつてもいいというわけには実はいかないんじゃないかと私は思っています。

九

も、そういうような弊害といえますか、そういうことのないようにすることはちよつと今後検討してまいりたいと思っております。

○委員長(山下栄一君) 前川君、時間が来ております。

○前川清成君 裁判員制度をやっていくということとは非常に裁判所にとつても、そして国民にとつても負担の大きいことではないかと思ひます。

その中で、裁判員制度を取ったばかりに無辜の者が処罰されるということが起こつてはなりませんし、裁判員の皆さんの御負担が大きくなつてもいけませんし、その点で最高裁の御苦労は多いと思ひますけれども、もうあと時間がありませんので、十分御研究いただいて、御尽力いただくようお願いを申し上げます、私の質問を終わります。

○木庭健太郎君 法案の審議に入る前に、一問だけ法務大臣にお伺いしておきたいと思ひます。いわゆる三百日規定、民法七百七十二条二項の問題でございます。

離婚後三百日以内に生まれた子供が前夫の子として扱われるこの民法規定、様々な論議もありまして、実態ともかく合っていないということとで国民から見直しを求める強い声がある。法務省として一定程度のいろいろな検討をしていただいた結果、法務省としては、離婚後に妊娠したことを示す医師の証明書があれば、現夫の子あるいは非嫡出子としての出生届を受理する、そういう通達の方角性も示していらっしゃるようでございますが、私どもの党として私も、やはりこれだけで本当に今まで悩みを抱えていらつしたたこうした人たちの救済ができるのかどうかということになると、一歩前進ではあるけれども、やはり少し幅が狭過ぎるのではないかと。

今、与党としてこれについて特例新法の提出、つまり、離婚後の妊娠だけでなく離婚前の妊娠の問題についても、ある一定要件がきちんとできればそれを認めるべきではないかというような特例新法の検討もいたしております。今、最終調整の

段階で、大臣も御苦労いただいている点も重々承知ではございますが、やはりこういった問題は、そういったことで悩みを抱え困つていらつした人たちにまず私たち政治家は立脚した上で、どれだけ改善ができるのかというのに取り組むべきではないかと私は考えております。

大臣としてこの点どのようにお考えか、まず冒頭、これだけは伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(長勢基遠君) 今、与党におかれましては、今おっしゃいましたような特例規定を設けるということと御努力をいただいておりますと聞いておりますし、私は、この委員会におきましても立法ということではなくて運用で裁判による負担を軽減する方法を考えたいということをお願いしております。法務省として今対応したいと思つておるのは、御存じのとおりの内容でやりたいと思つております。

もちろん、今後、党ともいろいろな議論をしながらやらぬことになるのかと思つておりますが、今先生も、実態に合わないというお言葉がございましたが、婚姻中に懐胎をした子は婚姻の相手の子というのが一項の原則でございます、もちろんいろいろな事情がそれぞれのことであるわけで、それを覆す手続としては裁判を通ずるということが今の制度の仕組みでございます。

それについて負担が不合理に重いということ、その法の趣旨の範囲内で変えられるものは変えたいというのが私どもの考えておることでございます、しかしこれを、裁判ということの手続を安易な形で必要なしということとやるということになれば、いろいろこの七百七十二条一項そのものの趣旨に反するということも想定されなかなりませんし、それに伴う社会的影響ということも考えなさいけない。また、やり方によつては窓口の混乱ということも考えなかならぬということをやつぱり心配はせざるを得ないわけでありまして、そのことは少し、私としてはそういうことを慎重に検討すべきだと思つておりますが、これから党でも、与党の中でもいろいろな議論がある

というふうな承知をしておりますので、いい結果が出るように議論が進めばいいと思つております。

○木庭健太郎君 大臣の基本的考え方お聞きをいたしました。

ただ、今大臣も御指摘があったように、与党は与党として、この問題今自民党さんと公明党、私どもで検討させていただいておりますが、なお一層詰めた議論もさせていただきたいし、その議論を経た上で出たものについては真正面から受け止めていただきたい点も起るかもしれません。

ここは是非、真摯な形で我々の議論も見守つていただきたいし、野党も御議論なさっているところでございますから、この辺も踏まえて是非いい形を、どうせ一つの新たな形を作るのであればそれを仕上げていきたいと、このように思つておることをお伝えをし、是非今後、様々な意味で御助言、御指導もいただきたいということも申し上げます。

さて、裁判員制度一般の問題、また今回の法改正の問題、今様々な議論が行われたわけでございますが、私の方からも、まず冒頭、裁判員制度一般の問題について、やつぱりこの裁判員制度で今一番、二年後に始まるわけでございますが、国民の皆さんがなかなかこの裁判員制度について、あるということとは認識はしていただくけれども、どうしても参加という問題について極めて強い不安感というか、参加したくないというような思いを持つていらつした方もいらつしたというの、これは各種世論調査を見ても事実でございます、例えば、昨年の内閣府の世論調査見ますと、義務であつても参加したくないというのが確かに三三%もいらつした。つまり、参加についてかなり不安感を持つていらつした方が多いということでございます、この国民の不安というものを当局として、法務省としてはどう認識をしているのか、まず伺つておきたいと思ひます。

○政府参考人(小津博司君) 御指摘の世論調査等によりますと、皆様の不安といたしまして、自分

たちの判決で被告人の運命が決まるために責任を重く感じるとか、冷静に判断できるか自信がないというような、言わば心理的なことを挙げられる方が比較的多うございますけれども、また、そのほかにも仕事に対する支障や、あるいは養育や介護に対する支障などを挙げられる方もいるわけでございます。

制度の実施につきましては八〇%以上の方が知つていられると言われますけれども、その具体的な内容について、もちろんまだ我々の周知徹底が不十分だという点が一つ、その心理的な不安が多い要因であらうと思ひます。また、他方で、仕事に対する支障や養育や介護に対する支障などにつきましても、安心して参加していただけるような努力を全力でやつてまいりたいと考えているところでございます。

○木庭健太郎君 今局長がおつした中で、特に女性の方になるんだけれど、育児とか介護、これによつて参加の懸念を持つというケースが事実あるのはそのとおりでございます、じゃ具体的に今これについても取り組まなければならぬと局長おつしたけれども、具体的にこういつた、個別の課題ではあります、育児や介護といったような問題によつて懸念を持つ方々に対して具体的にどのような方向性、また、環境整備をなさるといふのであれば、具体的にどのような環境整備をなさろうと考えていらつしたのか、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(小津博司君) まず、この裁判員法で、介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族等がおられる場合には辞退事由となつていくわけでございますので、そのこと自体は我々がもっと周知しなければいけないと思つております。

ただ、これは一般的に介護や養育をしておられる方がすべて辞退事由に該当するわけではございません。そこで、政府全体といたしまして、例えば、裁判員制度関係省庁等連絡会議というのがございますので、その枠組みの下で関係省庁等が連

携してそのような問題を持っておられる方が参加しやすいような環境整備に努めているところでございまして、またそういう内容につきまして法務省も、これらの保育や介護などのサービス、これからますますはつきりしてまいりたいと思っております、この内容について周知啓発にこれまでも努めてまいりましたが、これからも更に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○木庭健太郎君 先ほど仕事との懸念という話がございました。そんな中で、これができる企業というのはそう多くはないでしょうけれども、最近は大企業、報道によりますとトヨタ自動車さんとかキヤノンさんですか、そういった大手の企業が裁判員の特別休暇制度の導入を検討してみようかというような話があつております。これはその仕事の面、先ほど御指摘がありました、そういった不安に対しては一つの新たな取組ではないかと思ひ、そういう制度はつくつていただいで、徹底できるのであればより裁判員として参加しやすい形になるわけですから、これはやれるのであれば進めるのが当然であらうとも思ふんですが、法務省として、今も連携会議の話がありましたが、こういう民間の企業ですとね、実際裁判員を出していくのはそういうところになっていくわけですから、そういったところに対して働き掛けを行つてらっしゃるのか、また、今後どのように、ある意味じゃ今やつてないんであれば働き掛けをやる必要があると思ふんですが、どうなさるおつもりなのかお尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(小津博司君) 御指摘のように、特別休暇という形でやっていたら最も最も有り難いわけでもございますけれども、これにつきましては、政府全体でもそうでございますが、法務省といたしまして、広報活動等の中で企業団体や個別企業に對しまして制度への理解を求めると同時に、できればそういう休暇制度をつくつていただきたいというをお願いしております。これにつきましては、最高裁判所あるいは日本弁護士連合会と連携しながらやらしていただいているところでございます。

ところでございます。

また、検察庁独自のことにいたしまして言わば草の根的な広報活動を全国で展開しておりますので、各地の企業の団体や個別企業にいろいろ説明会などをお願いしているわけでございます。その中でできるだけ企業の御理解をいただきまして、言わば企業の側が喜んで送り出していただくような機運づくりに更にこれから積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君 今回の法案、つまりこの部分判決制度の導入、一番の目的は何かといへば、今お話のあつていられる裁判員の負担軽減をどれだけ図っていくかと、そのためにもこういった仕組みが必要でないかということで今回の法案提出になつたわけでございます。

これも従前から議論をされておりますが、一番裁判員の負担軽減のためには、審理期間の短縮、これがある意味じゃ確定的にしろという御意見もありましたが、ある意味じゃこの短縮が重要な課題。現状、先ほどからお話あつておりましたが、実際に現状のこの審理期間というものの特に、私も本委員会でも通しましたが、刑事訴訟の充実、迅速化のための刑事訴訟法の改正、これ施行を既にされているわけですが、実際にそれによつて本当に短縮をどれだけのように行われているのかということと同時に、やはりその裁判員の負担軽減のためには、迅速化の問題とともに分かりやすい訴訟の進行の問題、つまり、これもここで議論して法案を通したんですが、公判前整理手続、こういった問題も整理をさせていただいたんですけれど、そういう努力もしておると思ふんですけれど、つまり、分かりやすい訴訟の進行への改善の問題も含めて、期間の現状、さらにそういった進行への改善といった問題についてお尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(小津博司君) 私どもで把握しております数字で申しますと、平成十八年の一月から十二月までの間に、全国の裁判所におきます、一番でございますが、裁判員対象事件の公判回数という

ことで言わせていただきますと、全体の平均開廷回数は約五・六回でございました。そのうち、一部の事件につきましては既に公判前整理手続をやつていただいております。この手続に付されました事件の平均開廷回数は約三・三回でございました。そのうち、否認事件につきましては全体の開廷回数が八・八回でございましたが、公判前整理手続に付されました事件につきましては四・二回であつたというふうに承知しておるわけでございます。もちろん、これで十分だということでもございせんし、また開廷回数と審理期間というものがございまして、これをどのようにして期間自体も短くしていくのかということが大変大きな課題であるというふうに考えているところでございます。

次に、分かりやすい訴訟ということでございまして、関係者すべてが取り組まなければいけない課題でございますけれども、なかなか、立証責任を負つております検察は分かりやすい立証ができるかどうかということがその使命を果たせるかどうかというかぎになるわけでございます。一つは、もちろん公判前整理手続によつて争ひの点を明らかにするというのが基本的に大事なことであらうと思ひますけれども、検察庁サイドといたしまして、最高検を中心にして証拠の厳選、冒頭陳述、論告等々から証人尋問の実施、各般にわたりますでできるだけポイントに絞つた分かりやすいものにするための様々な取組を積極的に今各地でやつていられるところでございますので、残り二年近くこの取組を検察当局としては全力でやつていくものと承知しております。

○木庭健太郎君 そういったことも含めて、それだけではなかなかすべて裁判員の方たちの負担軽減、もちろんつながつている部分もあれば、まだ進めなければならぬ部分もある。そういった中で、この部分判決という一つの手法、これ途中段階でも導入の問題について審議会が付された問題ですが、そういった形の中で導入されたわけですが、お聞きしますと、この司法制度改革推進本部

の下に設置された裁判員制度・刑事検討会の中で、弁論を併合せずに個別の裁判体が事件ごとに通常の終局的な裁判をした上で、更に別の裁判体がこの複数の裁判結果を前提として刑を調整するというような案があつたと私は記憶しておるんですが、今回提出された法案はこれとは別途の内容になつております。この案を採用しなかつた理由、逆に言えば今の仕組みにした理由について当局に伺いたいと思ひます。

○政府参考人(小津博司君) 御指摘のように、司法制度改革推進本部の下に設置されました検討会におきまして、この議論の中で一部の委員の方から御指摘のような案が考えられないかという御発言があつたわけでございます。法務省といたしましても、今回の法整備に当たりましてその案についても検討いたしました。

具体的には、この案によりますと、弁論を併合せずに個別の裁判体がそれぞれに刑の言渡しを含む終局的な裁判をするということになるわけでございますけれども、その場合、言い渡された複数の刑を具体的にいかなる基準でいかなる手続によつて調整するのかという極めて難しい問題に直面するわけでございます。

また、やや副次的なことではございますが、この案によりますと、各事実共通する状況に関する立証と認定をその都度行わなければいけないというところで、そういう意味では訴訟経済面、また証人の方々にも、また裁判員の方々にも負担をお掛けすると、こういう問題があるというふうに考えたわけでございます。

そのような問題に直面しないようにするため、今回、区分審理を行ひまして、部分判決で有罪無罪を決めて、最後のところで全体の裁判をしていただくという案が相当ではないかと考えたところでございます。

○木庭健太郎君 それとともに、別の法制審議会の議論の中で、つまりこの部分判決というのは、この部分判決の宣告をすることによつてすべての裁判員の任務は終了するわけですね。ところ

が、一方の一緒にやつてらっしゃる裁判官の方たちはこれは交代しないわけであって、これも議論の中で、多分、裁判員の任務が終了するのであれば、それと一緒にやった裁判官も交代するというようなのも一つの在り方として当然じゃないかというような意見があったと伺っておるんですが、これもなぜ今回提出のような仕組みになったのか、理由を伺っておきたいと思います。

○政府参考人(小津博司君) 法制審議会の中でそのような議論がございました。

しかしながら、裁判官も交代するという案が取られなかった理由の一つのポイントは、これは公判前整理手続によりまして争点整理、証拠調べ決定、審理計画等々の重要な判断がなされて、そしてこのような手続に入るわけでございますので、これらの手続を主宰した裁判官が審理を担当しなくなってしまうということで、手続面で責任ある公判運営という観点からの問題があるのではないかと御指摘があり、その案は取られなかったわけでございます。

○木庭健太郎君 それはそれで一つの理由だと思ふんですけども、部分判決の宣告によって裁判官は交代しないで裁判員が交代する制度というふうになると、何か、裁判官はそのままきちんと続けるわけですね。裁判員は何かお客さんみたいに、この部分だけ来て、こっちはまた違う。何か、本来、趣旨は、これは一般の方と裁判官が一緒になって一つのそういう裁判に臨むというのがいわゆる裁判員制度の趣旨であるのに、それをやることによって何かお客様扱いというのか、つまり裁判官と裁判員の間に、情報の格差の問題もそうなんですよ、対等の立場で審理できなくなるという、そういう心配の声というのは当然上がってくると思うんですよ。つまり、本来の裁判員制度の趣旨が損なわれないかというような疑問が寄せられるのであって、これについてどう認識されているかだけは伺っておきたいと思います。

○政府参考人(小津博司君) 委員御指摘のような

裁判員制度の趣旨が損なわれることがあってはいけないということとは、私も含めまして、これを議論をした方々の共通の認識でございます。

もちろん一つ一つの区分審理の中、それから最後の審理の中ではすべて裁判員と裁判官が対等でございまして、その部分判決で行われたその手続が次にどのように引き継がれるかということとでこの法案がどうなっているかということのポイントだけ簡単に申しますと、部分判決におきまして有罪、無罪を決めるわけでございますが、要は犯情に関する事柄についても記載することができ、それを最後の量刑のときに使うことができるといのが一つ。それから、既に区分審理の中で使われた情状に関する手続、つまり証言等々につきまして、必要であれば最後の手続で公判手続の更新という形で直接調べることが出来ます。これはもちろん裁判員の方にも分かりやすい、できるだけいい形で更新手続をする必要があります。

そこで、今回の法整備におきましても、記録媒体への記録という制度をお願いしているわけでございまして、これらも活用しながら、言わばそのような情報の格差と申しますか、いうことが生じないように、できるだけ工夫をさせていただいているつもりでございます。

○木庭健太郎君 八十八条関係ちよつと聞きたかったんですけども、その中で一点だけ刑事局長に聞いておきます。

今回、審理又は評議における裁判員の職務的確な遂行を確保するために、訴訟関係人の尋問及び供述等を今おっしゃった記録媒体へ記録する制度を導入するというにしておりますが、証言する姿を記録されることに抵抗を覚える犯罪被害者の方々もいらっしゃると思うんですけども、こういった点について今回の法整備でどのような配慮をしているのか、この点だけちよつと伺っておきたいと思います。

○政府参考人(小津博司君) ただいまの御指摘に

項にただし書を設けまして、犯罪の被害に遭われた方々などが証言する場合に心理的な負担などを考えて、記録媒体に記録することが相当でないと思えるときはこれを記録することができないというようにして、また、いわゆるビデオリンク方式によりまして証人尋問をいたしました場合には、その証人の同意があった場合にそのような記録媒体への記録ができると、このような規定を設けたわけでございます。

○木庭健太郎君 最後に、大臣に伺っておきたいと思います。

大臣は、自由民主党の政務調査会の司法制度調査会ときもこの裁判員制度の小委員長として、この制度設計の問題のときは随分自民党の中の論議をきちんとまとめていただいたり、いろんなことをやられたわけでございますが、先ほど議論があったように、この裁判員制度、二年後に導入されると。制度設計という意味でいけば、今回の法改正がその制度設計の最後の部分になる、あとはこれから実行ということになっていくわけでございしますが、そういった意味で、この制度設計に意味では携わった大臣として、今後の円滑な実施に責任を負うまた大臣とされて、今回の法整備、提案されたことも含めて大臣の所感を伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(長勢基遠君) 当時、そういう仕事をさせていただいておりますが、先ほど来当委員会である議論がされておりますが、当時もそういうことが大きな議論でありました。被告人の立場、あるいは真相解明をする、あるいは裁判員になられる方々の御負担等々たくさん問題がございまして、そういうことを踏まえると、本日に裁判員の方々がなってもらえるかということも大きな論点で、そこら辺に十分な時間を取って施行すべきではないかという意見があったことも覚えております。国会での議論を踏まえて今法案ができまして、あと二年後には施行という時期に大臣を拝命したというの、何か巡り合わせかなと思っております。

先ほど申し上げましたが、特に裁判所あるいは検察あるいは日弁連等々、当事者として考えなきゃならぬことも、至急詰めなきゃならぬことも多いと思えますし、やはり国民の皆さんに、選任された場合に、じゃ行こうという気持ちになつてもらわないと、とにかくそこがなくなってしまう。始まった上で国民の皆さんが参加して、ああこういうことだなということが分かることによって裁判員制度の意義が深まっていくんだらうと思っておりますので、そのことに全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

○木庭健太郎君 終わります。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

今日は区分審理と部分判決の問題について特別に伺いをしたいと思っておりますけれども、裁判員制度の実施を二年後に控えて、最高裁判事局長にまずお尋ねをしたいと思っておりますが、私もこの国会、当委員会で志布志事件あるいは富山の冤罪事件、この点をせんだって質疑もさせていただいたんですけども、こういった冤罪事件が後を絶たない。あるいは、冤罪という形ではなくても、国民の皆さんの社会常識に必ずしもかなっていない裁判あるいは刑事司法、こういった現状が私は現実にあると思えます。

その現状に対して、事実認定の面でもそれから量刑判断の面でも、国民の皆さんの常識をきちんと反映し、国民常識に支えられた刑事裁判を受ける権利を確立しようと、それが裁判員制度を導入する大きな意義なのではないかと私思っているんですが、最高裁、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) お答え申し上げます。

事実認定という点につきましては、これまで専門家の裁判官でも誤りのないよう適正な審理と認定をしてきたというふうな心掛けてまいりましたことは間違いなく思いますが、ただ、中には、おっしゃられたように、結果的に無罪となつて確定したというような事件もあることはそのとおり

それで、裁判員裁判になりますと、議員御指摘のように、裁判員の方の多様な経験や感覚が評議の中で反映されまして、今までの裁判よりももっと深みのあるような裁判になるのかなというふう
に思っております。

○仁比聡平君 裁判員の方々に、国民の皆さんに裁判手続、刑事裁判の手続に参加をしていただきたく、そこには国民の皆さん大変な負担と責任が、重いものがあるんだということが今日これまで幾つも議論となってきたんだと思うんですが、そういった重い負担と責任を国民の皆さんに負っていただけでも参加を是非実現をしなければならぬというの、今最高裁、局長お話のあったような職業裁判官による事実認定と量刑というのが国民の常識にかなわない現実がある、そこはやっぱり私は否定はできないと思うんですよ。

その議論はさておいてですが、裁判員制度がそういった意義を持つものである以上、確かにその国民の皆さんの負担や責任の重みというのがあるんですけれども、その運用の都合によって、間違つても被告人の権利やあるいは適正な量刑判断、こういった適正な刑事司法をつくっていくためのこれまで人類の歴史の上で積み重ねられて、憲法に支えられて今私たちの国で運用されているこの刑事訴訟の基本原則が脅かされてはならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理人（小川正持君） お答え申
し上げます。

その点につきましては議員御指摘のとおりだと考えております。裁判員制度の導入によりまして被告人の権利が脅かされたり、あるいは適正な量刑判断が行われなくなるといったような事態にならないようにしなければいけないということは当然のことだと考えております。

○仁比聡平君　そこで、この区分審理という仕組み、部分判決というこの仕組みにかかわる問題なんですけれども、先ほど来お話がありましたよう

それで、具体的な問題として、複数の事件が一人の同一の被告人が犯したということを理由に、一回の手続で審理、判決をされると、これは刑罰でいえば併合罪の關係にあるというような趣旨かと思うんですけれども、この同一被告人についての複数の事件を一回の手続で審理しそして判決をするというのは、どういう意義があるからということでこれまで確立をされてきたのか。

最高裁でよろしいですか。お伺いします。

○最高裁判所長官代理者（小川正持君） お答え申し上げます。

事件を併合するかどうかということにつきましては刑事訴訟法の三百十三条で裁判所の裁量にゆだねられているわけでございますけれども、同一被告人に対して複数の事件が起訴をされました場合には、今委員御指摘のとおり、基本的にはすべての事件を併合して一個の刑を言い渡すことが多いうふうに承知しております。

これは、刑法四十五条等の併合罪に関する規定からすれば、同一被告人に対して複数の事件が起訴された場合には一個の刑を言い渡すのが一般的には、これは訴訟経済に資することともございますし、それから被告人にとって有利と考えられることが多いからであると考えております。

しかしながら、現在でも追起訴が著しく遅れた場合とか、複数の事件のうちの一つの事件について多数の共犯者がいてその証拠調べに著しく時間を要するというような場合には、併合審判によることとの利害得失を考量いたした上で、併合しないで審理することもあるものと承知しております。

いずれにせよ、事件を併合して審理するかどう
かにつきましては、個別の事案の事情に応じて

○仁比聡平君　今御答弁の中でありました訴訟経済の問題というのは、これは複数の事件であつても証拠が共通をしていたり、あるいは証人が共通をしていて別々の手続で審理をするということになると何度も何度も同じ証人尋問をしなければならぬとか、そういう意味合いにならうかと思うんです。

被告人の利益というふうにおっしゃった点、これ先ほども刑事裁判の仕組みが国民にはよく分かりにくいという話がありましたけれども、今私が申し上げた併合罪という言葉も、国民的にはほ理解はそんなに広くはないだろうと思うわけです。

そこで、一回の審理で一つの判決、これが仮に有罪判決であれば、これに刑の執行というものも加わってくるんだろと思うんですけども、この被告人の利益というのは、もう少し具体的に言っていたかどうかということになりますか。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) 被告人の利益と申しますと、刑法の四十七条で、「併合罪のうちの二個以上の罪について有期の懲役又は禁錮に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。」というふうに本文に書いてございます。ほかの例もありますけれども、そういうところが

被告人に利益になるといふふうに考えられます。

○仁比聡平君 御案内のように、アメリカなどで

は懲役五十年とか、累積というんでしょか
していくのですから、生物的にはあり得ないよ
うな刑罰が科されたりもするわけですけれども、
日本ではそういう在り方は取らないと、そういう
刑罰の在り方は取らないということで、それが今
御紹介のあった条文などで、いわゆる加重主義、
併科主義、吸収主義というような形で確立をして
いるということかと思うわけです。

つまり、犯罪を犯したのではないかということ

例えば、よく司法修習なんかで引き合いに出されます殺意、殺人事件の殺意の認定において、被害側は殺意はなく傷害致死であると言うけれど、被告側は殺意があると主張をしている。例えば、殺意が凶器がナイフであつたときに、その刃がどの様な角度でどの様な強さで被害者のどこを目標掛けて何度突き刺したのか、それどうやって準備をしてきたのかなどなどの事実認定が、それが実際にその量刑として反映をしていくという、その心証形成にももちろん当然一緒になっていると思うんですね。

そうやって、心証がこれまでは事実認定も量刑事情も不可分に形成をされていくというのは、これは職業裁判官であってもそうなわけですから、そうではない国民の皆さん、言わば裁判でいえば素人の方々にとっては、これはもうなおそうなのではないかと思うわけです。こういうひどいことをしたという明々白々の証拠がある、だからこの被告人はやつぱり厳しく処断をしなければならぬのではないかというような、逆にこういう処断につながるような事実なのであれば、これの有無については本当に証拠に照らして、実際にあったのかなかったのかを徹底して調べなければならぬのではないかとというような心持ちを持ちながら、私たち刑事裁判にかかわってきているのではないかと思うんですよ。

そういう意味で、先ほども木庭理事からお話が
ありましたけれども、情報格差といえますか、例

えば区分審理決定がされて、事実認定のみにかかわる裁判員が、他の事実認定とそれから量刑にすべてかかわるという裁判官に対して、自分はその裁判官が心証を形成し判断をするという方向に単にお付き合いをしているだけであって、自分自身がその事実認定として量刑の判断、こういうところに本当に主体として、判断主体として参加をするんだという自覚を持っていただけかどうかというのは、これは本当に大切な問題になるのではないかと思うんですけれども、事実認定のみにかかわる裁判員が、つまり争点の重みをしっかり理解をした上で、量刑、直接かかわるわけではないけれども、そのような刑事裁判の判断者として役割を果たすことができるようにするためには、一体どうしたらいいんでしょうか。法務省から。

○政府参考人(小津博司君) まず、この法案のそれに関連する部分につきまして御説明申し上げます。七十八条の二項と三項で、部分判決でどのような事柄について認定をするのかということでございます。これは、罪となるべき事実等は必ずなんでしょうけれども、その場合に、犯行の動機、態様及び結果その他の罪となるべき事実に関連する情状に関する事実につきまして判断をすることができるといいうようにされております。そのように判断をいたしますと、その判断が最後に全体の量刑を決める裁判体を拘束するわけでございます。

すなわち、区分審理をして部分判決をする裁判官と裁判員の皆さんが確かに絶対にやらなければいけないのは有罪無罪ということでございますけれども、当然それに伴って、我々犯情と言っておりますけれども、これについての事実も出てまいりますので、ここはやっぱりきちんと認定をすべきだという場合には、この条項によりましてその認定を示すことになる、まずその点だけ御説明申し上げます。

○仁比聡平君 最高裁どうですか。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、自分は例えば事実認定のところだけの裁判員だということになって、最終的な量刑までは自分のところでは決めないんだという、果たして真剣に取り組んでいただけるのかどうかという危惧をお持ちになるのかもしれない。その点はそうではなくて、有罪無罪が争いになっていけば、それ自体非常に大きなことでございますし、それから、そうじゃなくても、犯情等も含めて重要な量刑に影響を及ぼすような事実関係、犯罪事実の認定に密接に関連するような事情についても判断を示すことができるわけでございますので、そうした非常に重要な立場にあるんだということを十分に御理解いただけるように訴訟の手続の運営をしていくように心掛けたいと思っております。

○仁比聡平君 まず、法務省の方から御説明のあった法案の七十八条三項一号の部分判決の中で犯情に関する事実、情状に関する事実です、ここを書くことができるというお話なんですけれども、これちょっといろいろ読ませていただきますと、判決を宣告した後裁判官が判決を書かれる。つまり、裁判員の方々が自ら筆を取って書くというものは必ずしも違うということでしょうか。

いずれにしても、もちろん国民の方々が裁判員として参加をされるわけですから、部分判決の中にそれを書き込むなというようにすることも含めて、心証を引き継いでいく手だてはそれは打つていけるんじゃないでしょうか、御自身が実際にすべての事実審理と量刑判断をされるのは、これはもちろん違うのは、これはいろいろ手だてを打つて違うというのは、これはもう動かし難いと思うわけですね。

そういう意味では、この区分審理、そして部分判決というのは、私は、あくまで本場に例外であって、王道といえますかね、迅速な裁判、そして、その中での裁判員の方々の負担を軽減しながら、

ら、本場に適正な裁判を実現をしていく王道というのは、この区分審理ではなくてもっと別のところにあるんじゃないのかと思いますが、小津局長、いかがですか。

○政府参考人(小津博司君) 御指摘の点は、この法案の第七十一条におきまして、特に必要があると認められるときという文言によりまして、端的に申し上げます、例外的なものであるということとを私どもとしては表現しようとしているつもりでございます。

それからもう一点は、ただし書を設けておりまして、そのような観点から特に必要がある場合でありまして、犯罪の証明に支障があるとか、それから、被告人の防御に不利益を生ずるおそれがあるときその他相当でないと認められるときはこの手続を取ることができないということで、そのような考え方を書き表しているつもりでございます。

○仁比聡平君 その七十一条の区分審理決定の要件の問題については、先ほど前川委員から詳しくお話がございました、前川委員への答弁以上に今日御答弁なされ得るものはないのだろうと私先ほど伺っていて思いましたので、私からあえてお聞きはしないでおこうかなと思っているわけなんです。

つまり、特に必要があるというのはかなり重たい意味をここでは持っているんだというふうに私受け止めておきたいと思うわけです。原則は、迅速な裁判をできるだけ実現するために、これまでの御答弁でいいますと、公判前整理手続をしつかりと充実をさせて集中審理をどれだけ裁判員の負担にならないようにできるのか。私は、それを

実現していくためには、捜査過程の可視化の問題や、証拠上精密司法とあるいは人質司法と言われたこれまでの裁判制度そのものを大きく変えていく必要も私はあると思います。ここは局長と認識がもしかしら違うかもしれないけれども、その王道はそういうところにある。

この区分審理決定というのは本場にまれない、例

外だというふうに言いたいぐらいだと私は思っているんですけれども、いかがですか、もう一度。○政府参考人(小津博司君) 先ほど申し上げましたことにもう一点だけ付け加えさせていただきますと、特に必要があるという文言をもっと強く書いたらどうだという議論もあったわけでございますけれども、ただ、ここを、絶対にどうしても必要だという一〇〇%という意味で書いてしましますと、ただし書以下で、こういう事情がある場合にはやっぱりいけないんだということと矛盾をしてくるということもございましたので、そのようなことも考えながら、委員御指摘のような気持ちをこのような表現をさせていただいたと、こういうつもりでございます。

○仁比聡平君 それで、その運用に実際にかかわっていかれる裁判所にもう少しお尋ねをしたいと思うんですけれども、先ほど適正な訴訟運営をしていかなければならないというお話がございました。そのときに、ちょっと戻りますけれども、事実審理のみにかかわる裁判員に、そこでそもそも何が争点となっているのか、それから、その争点が、事実認定というものは、つまり有罪無罪という最終的な判断と、それから、それが全体の併合されている事件の量刑判断においてどんな意味合いを持っているのかということ伝えていくというのは、これはなかなか大変なことでもあるけれども、絶対にやっていかなければならないことだろうと思うんです。そういう意味では、評議の運営の在り方ということにかかわるのかと思うわけです。

もう一点、幾つかの区分をされたときに、最後の事件にかかわる裁判員は量刑にかかわるわけですね。これは当然、その生い立ちやあるいは今の被告人の境遇のような、いわゆる一般情状と言われている情状事実以外に、事実認定にかかわる情状、犯情がたくさんあるわけですから、これを最終的に量刑判断をする裁判員が実際の審理を見ずに量刑を決めるということは、これは不安じゃないかと。例えば、被害者の声を聞かずに量

刑判断をするということがあつていいのかという
ような声もあるわけです。

そういった中で、評議の運営や、それから裁判
員に対する更新ですね、先ほどDVDやビデオの
お話もありました。このDVDやビデオなんか
も、必要のあるときだったですかね、そういうよ
うな要件になっているわけですね。その必要のあ
るときという要件は、これもまた本当に重たいも
のとして私たち受けておきたいと思うんです
けれども、これが仮に、弁護側あるいは検察側と
とってこれは必要があると主張したのに、裁判所
の判断は間違っているということになると、引き
継がれる裁判員に対する心証形成に影響を与え
てしまうということになっては絶対にならないし、
仮にそういうことがあるなら争い得るものでなけ
ればならないと思うわけです。

その評議やあるいは更新の際の裁判の運営につ
いて最高裁の御認識を伺って、恐らくこれがもう
質問終わりになると思いますが。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) お答え申
上げます。

併合事件、最後の量刑まで判断をする裁判員の
方にそれまでの区分された事件の量刑事情等をど
のように御理解いただくかということでごしまし
ますが、これは、一番、今委員も御指摘ございま
したけれども、DVDに録画して、そしてそれを更
新の際に見ていただくということも考えているわ
けですが、これは原則として全件録画したいとい
うふうに考えております。

○仁比聡平君 ちよつと、聞いちゃったので。評
議の運営についてはいかがですか、何か心掛けよ
うということはありませんか。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) 評議の運
営につきましても、これまでの事件の内容等につ
いては適切に御理解いただくように心掛けたいと
思っております。

○仁比聡平君 終わります。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道でこ
ざいます。

私も今日、部分判決制度にポイントを絞って質
問をしようと思っております。

いずれにいたしましても、今ほど来の議論がご
ざいまして、この制度、区分審理判決、これが極
めて例外的なものである、特に必要のある場合で
あり、かつ、こういうものを審理する際に、相当
でないというふうな判断の場合にはこれを取らな
いということ、極めて限定的な扱いをするとい
う話がかれまでも繰り返して審議をされておしま
したので、私もここに今大きな関心を持っておりま
す。皆さんの方もこれだけおっしゃってござ
いますので、これ以上の踏み込みは今日はもう多
分できないだろうというふうに思っております
で、そういう方向では是非この運用をやっていた
きたいということをお願い申し上げまして、多少落
ち穂拾ひ的、あるいは重なりがあるかもしれませ
んが、何点かお聞かせをいただきたいというふう
に思っております。

この部分判決制度であります、国民の過剰な
負担を軽減するために導入されたものでございま
す。これだけを強調いたしますと、それによって
失われる利益も考えられるわけでありまして、裁
判員の参加する訴訟手続の場面だけをとらえて、
その部分の訴訟経路だけを追求いたしますと、全
体として被告人の起訴から判決までの手続がか
えって長期化をしたり、あるいは裁判員の参加す
る審理手続が拙速となって、結果として適正な裁
判が行われなくなるおそれもあるというふうには
いかと、こういうふうにも思っております。

そこで、このようなことが起こらないようにい
かにバランス良く運用をするか、これが肝要だとい
うふうに思っておりますが、そのためにどのような
方策を考えておられるのか、最高裁の小川局長
からお聞かせをいただきたいと思っております。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) 今委員の
御指摘の点、区分審理決定をしたがためにかえつ
て全体的に長くなってしまっているのではないのか
とか、それから、先ほど御質問がありましたけれ
ども、最後の量刑まで判断しない裁判員の方に

どのように御理解をいただくのかとか、そういつ
たいろいろな問題も確かに委員御指摘のとおりあ
るようにも考えられないわけではないのでござい
ますが、結局、今委員の御指摘のようにバランス
のよい運用を心掛けなければならぬわけではな
い、この点、個々の裁判員が実際の事件の処理に
当たって個別的に判断することになると思いま
す。

ただ、その事案に応じて委員御指摘のようなバ
ランスのよい運用を何とか心掛けたいというふう
には考えております。具体的にいましても、
これは事案ごとというふうにならうかと思いま
す。

○近藤正道君 法務省の小津局長に部分判決制度
について何点かお尋ねをしたいと思いますが、ま
ず、いったん併合した事件を区分して審理するこ
とになるわけでありまして、部分判決制度という
のは、それぞれの審理に加わる裁判員はすべて異
なることになっているわけでありまして、構成裁
判官三人は最初から最後まで同じ人が行うとい
うふうになっているわけでありまして。

そこで、この制度における裁判体というものを
どういうふうにかえるのか。最初から最後まで一
つの裁判体、これを前提として考えているのか、
それともこれは異なっている裁判体というふう
に見るのか。これは前提の話であります、お答え
いただきたいと思っております。

○政府参考人(小津博司君) ただいまの点は、複
数の事件が起訴されて、その弁論が併合されたとい
うことが前提になっておる制度でございまし
て、それを受けている裁判体、すなわち受審裁判
所が一つあるわけですが、その受審裁判所はそ
の後も一つの受審裁判所としてその中でその
構成員である裁判員が交代するんだと、このよ
うに考えているところでございます。

○近藤正道君 刑事訴訟手続におきましては、判
断権者である裁判官が代わった場合、公判手続の
更新をしなければならぬことになっておりま
す。これは刑訴法三百五十五条に規定がありま

が、公判手続の更新をしなければならぬ。ま
た、裁判員制度の下において裁判員が代わった場
合においても公判手続の更新が必要であるとい
うことになっております。

しかしながら、区分事件の審理におきまして
は、裁判員が代わるのに公判手続の更新をしない
こととされております。しかし、反対に、併合事
件審理手続においては、必要な範囲で公判手続の
更新をするということになっております。これら
はどのようなことに基づいてこのようにやるの
か、運用のやり方なんだろうというふうに思いま
すが、原則と運用の基本的な考え方について整理
をしてお答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(小津博司君) まず、刑事訴訟法の
更新の原則がございまして、裁判員法におきま
しても、その裁判体の構成員がその裁判体としての
必要な判断を示す前に交代した場合には、当然新
しい人に引き継がなければいけないということ
で更新手続をするということになっておるわけ
でございます。まず、それがございまして。

次に、この法案の八十五条でございましてけれ
ども、これは、区分審理をしている場合に、その区
分審理に係る裁判員の任務が終了したと、つま
り、それはもうそこでやるべき判断はしたとい
うこととされております。そうすると、次にや
ばり二つの区分審理をしますという場合に、裁判員は
変わるわけですね。そこで更新手続をしなければ
いけないかと申しますと、二つ目の区分審理をする
裁判員はそこでの事件についてだけ判断を示すわ
けでございまして、ここでのものを引き継がな
ければいけないという関係にはないわけござい
ます。そこで、八十五条では公判手続の更新は行
わないというふうにしたわけでございます。

次に、八十七条でございましてけれども、これは
新たに二条一項の合議体に併合事件審判に係る職
務を行う裁判員が加わった、つまり最後のことを
やる、当然新しい裁判員が加わるわけございま
す。その裁判員はそれまでの区分審理でやった
結果を引き継ぐわけでございます。特に、有罪無

報格差、これの解消に向けてどのようなお考えでいくのか、方策等について大臣から御答弁いただくと有り難いと思います。

○国務大臣(長勢甚遠君) この区分事件の審理及び裁判に關与した裁判官が別の区分事件の審理及び裁判をする場合における裁判員との間の情報格差の問題というお尋ねでございしますが、区分事件はそれぞれ別個の事件でありますので、各審理においてそれぞれの証拠に基づいて判断されるということになりますので、そもそも御指摘のような情報格差の問題は生じないではないかというふうにまず考えております。

次に、区分事件の審理及び裁判に關与した裁判官が併合事件審理をする場合も、部分判決において有罪の言渡しをする場合は、犯行の動機、態様及び結果その他の罪となるべき事実に関連する情状に關する事実についても記載することになっておりますので、併合事件審理の裁判員は、刑の量定を判断するに際しては、それぞれの部分判決の記載を参考とすることができることになっておりますし、また併合事件審理の裁判員は、部分判決の対象となった事件の公判手続の更新において、刑の量定判断に必要な証拠については自ら直接取り調べることとなっております。

さらに、今回の法整備において新設する訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録制度によりまして、裁判員裁判の審理を記録媒体へ記録することが可能となるわけでありまして、この記録媒体を公判手続の更新に用いることによって、区分事件の審理において行われた証人尋問等についてもその内容を裁判員が容易に理解することが可能となります。こういうことの活用によって情報格差が問題となるような場面は生じないようになりたいと考えております。

○近藤正道君 最後に、最高裁の小川局長にお尋ねをしたいと思ひます。

部分判決制度の導入によりまして連日開廷の要請がますます強くなるだろうと。実際のところ、そのようにして迅速な裁判運営がされていくので

あろうと期待をするところでございますが、これに伴って書記官の作成する調書が間に合うのかどうか。このような懸念から刑事訴訟法の四十八条が今般改正されることになったわけでございします。しかし一方で、被告人においては、控訴する場合には告知のときから十四日以内といった制限もあることになっております。そこで、この制度導入によって被告人側の不利益が生じないためにどのような配慮をなされているのか、このことを聞いて質問を終わりたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、今般の改正法案は連日の開廷が法定されましたことや裁判員制度下では審理の終結後すぐに判決が宣告されることが予想されるということを踏まえまして公判調書の整理期限を伸長しようとするものでございます。

上訴の關係では上訴期間が議員御指摘のとおり十四日というふうに法定されておりますことから、上訴期間内に上訴の要否を判断しなければならぬ被告人らの当事者の便宜を考慮して、遅くとも判決を宣告する公判期日から七日以内に整理しなければならぬというふうに定めていただろうでございます。

裁判所としましては、この伸長された期限を厳格に遵守した運用がされて、そして被告人の防御等に支障の来すことのないように改正法案の趣旨の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

○近藤正道君 終わります。

○委員長(山下栄一君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、青木幹雄君が委員を辞任され、その補欠として愛知治郎君が選任されました。

○委員長(山下栄一君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もな

いようですから、これより直ちに採決に入ります。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(山下栄一君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、築瀬進君から発言を求められておりますので、これを許します。築瀬進君。

○築瀬進君 私は、ただいま可決されました裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 裁判員制度の意義、内容、具体的裁判手続等について、国民や企業等に対する周知徹底が十分なされるよう一層努力するとともに、裁判員が刑事裁判に参加しやすくなるよう刑事裁判の更なる迅速化とともに有給休暇制度や保育・介護施設等の環境整備の拡充・促進に一層努めること。

二 部分判決制度が、裁判員の負担軽減を図る一方、犯罪の証明又は被告人の防御に支障を生じさせるおそれがあることにかんがみ、その実施に当たっては、裁判員の負担をでき得る限り軽減することを考慮しつつ、個々の区分事件や全体の事件について、被告人の利益が保障され、迅速に真相究明が実現し適正な結論が得られるよう、公正で的確な運用がな

されるよう司法関係者に対して周知徹底に努めること。

三 広く国民が刑事裁判の過程に参加し、その感覚を裁判内容により反映させることが裁判員制度の根幹であることを踏まえ、性別、年齢、職種等に偏りのない幅広い層の国民から裁判員が選任されるとともに、裁判員の裁判への関与が形骸化することのないよう、的確な運用がなされるよう司法関係者に対して周知徹底に努めること。

四 併合事件審理においては、裁判員の感覚が十分反映された適正な量刑判断が確保されるよう、区分事件の公判手続の更新が的確に行われるとともに、部分判決の判決書が具体的かつ平易な表現内容で、新たに選任される併合事件審理の裁判員にも理解しやすいものとなるよう、司法関係者に対して周知徹底に努めること。

五 証人尋問等の記録媒体への記録及びその活用については、評議等の充実を確保しつつ、証人等のプライバシーの保護、被害者感情の尊重などを十分勘案した上、適切な運用を行うこと。

六 公判調書の整理期限の伸長については、被告人の防御等に支障を生じさせることのないよう厳格な運用に配慮すること。

七 裁判員制度の円滑な実施のため、国民が主体的かつ積極的に裁判員裁判に参加できるよう、国民の生活実態や参加の障害事由等の精確な把握に努めるとともに、裁判員制度の施行後の状況等を勘案し、必要があれば迅速に適切な措置を講ずること。

八 裁判員制度を円滑に実施するため、学校における法教育に加え、職場、地域等を通じて、幅広い層の国民に対する一層の法教育の充実を図るとともに、地方公共団体、日本弁護士連合会等の法律関連職種の諸団体、企業などとの協力体制の充実強化や法教育に関する人的・物的体制の拡充について、引き続き

調査・研究を行い、必要に応じ適切な措置を講ずること。

九 檢察審査員等の選定等に際しては、欠格事由等に係る資格の有無について適正な判断を行うとともに、選定手続の遅滞による事件処理の停滞等を招来することのないよう遺漏なきを期すること。

十 裁判員の負担が過大となれば、裁判員制度自体を維持することが不可能になるので、その拘束期間、時間をより短くするような工夫を更に研究すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山下栄一君) ただいま築瀬君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山下栄一君) 全会一致と認めます。よって、築瀬君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、長勢法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。長勢法務大臣。

○国務大臣(長勢基遠君) ただいま可決されました裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

また、最高裁判所に係る附帯決議につきましては、最高裁判所にその趣旨を伝えたいと存じます。

○委員長(山下栄一君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下栄一君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十六分散会

四月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第六二七号)

一、成人の重国籍容認に関する請願(第六二八号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第六四〇号)

一、成人の重国籍容認に関する請願(第六四一七号)

一、成人の重国籍容認に関する請願(第七〇八号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第七一二号)

一、成人の重国籍容認に関する請願(第七一三三号)

第六二七号 平成十九年三月二十三日受理
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 フランス共和国セヌーヌ県グ
レッシー町オリオン路三 宮越ビ
レー千代美 外四十四名

紹介議員 家西 悟君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六二八号 平成十九年三月二十三日受理
成人の重国籍容認に関する請願

請願者 フランス共和国セヌーヌ県グ
レッシー町オリオン路三 宮越ビ
レー千代美 外四十四名

紹介議員 家西 悟君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六四〇号 平成十九年三月二十六日受理
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 北海道沙流郡日高町富川北三ノ二
ノ一八 宮越トシ子 外四十八名

紹介議員 若林 秀樹君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六四一七号 平成十九年三月二十六日受理
成人の重国籍容認に関する請願

請願者 北海道沙流郡日高町富川北三ノ二
ノ一八 宮越トシ子 外四十四名

紹介議員 若林 秀樹君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七〇七号 平成十九年三月二十八日受理
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北六ノ二〇ノ
一五 海老根紀子 外三十七名

紹介議員 浅尾慶一郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第七〇八号 平成十九年三月二十八日受理
成人の重国籍容認に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北六ノ二〇ノ
一五 海老根紀子 外二十三名

紹介議員 浅尾慶一郎君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第七一二号 平成十九年三月二十八日受理
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡野木町友沼四、六
九〇ノ一 島田雅士 外四十六名

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第七一三三号 平成十九年三月二十八日受理
成人の重国籍容認に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡野木町友沼四、六
九〇ノ一 島田雅士 外四十一名

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

平成十九年四月十七日印刷

平成十九年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇